

平成 27 年 6 月 15 日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部  
電気通信技術システム課安全・信頼性対策室 御中

団体名 一般社団法人電気通信事業者協会  
代表者名 田中 孝司  
住所 東京都港区西新橋1-1-3 東京桜田ビル4F  
電話番号 03-3502-0991

**電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の  
適用に関するガイドライン改正案に対する意見**

「電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン」の改正案につき、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。

つきましては、当協会加盟の電気通信事業者の意見を、当協会が代表して以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

## 1 影響利用者の算定について

### ガイドライン記載内容

#### (5) 影響利用者数

利用者数の算定については、以下のとおりとする。

- ① 現実に「役務の提供の停止」又は「品質の低下」に該当した利用者のみを算定し、二重化、ルート分散等により「役務の提供の停止」又は「品質の低下」に該当しなかった利用者は対象としない。

なお、緊急通報を扱う音声伝送役務は、故障中に使用しなかった者も含めた、故障した設備配下の全利用者の数を影響利用者数とする。

### 意見（1）

「(5) 影響利用者数」の記載において、現実に「役務の提供の停止」又は「品質の低下」に該当した利用者のみを算定することを基本とするが、緊急通報に影響を与える故障が発生した場合には、故障中に使用しなかった者も含め、故障した設備配下の全利用者数を影響利用者数とするという主旨に賛同いたします。

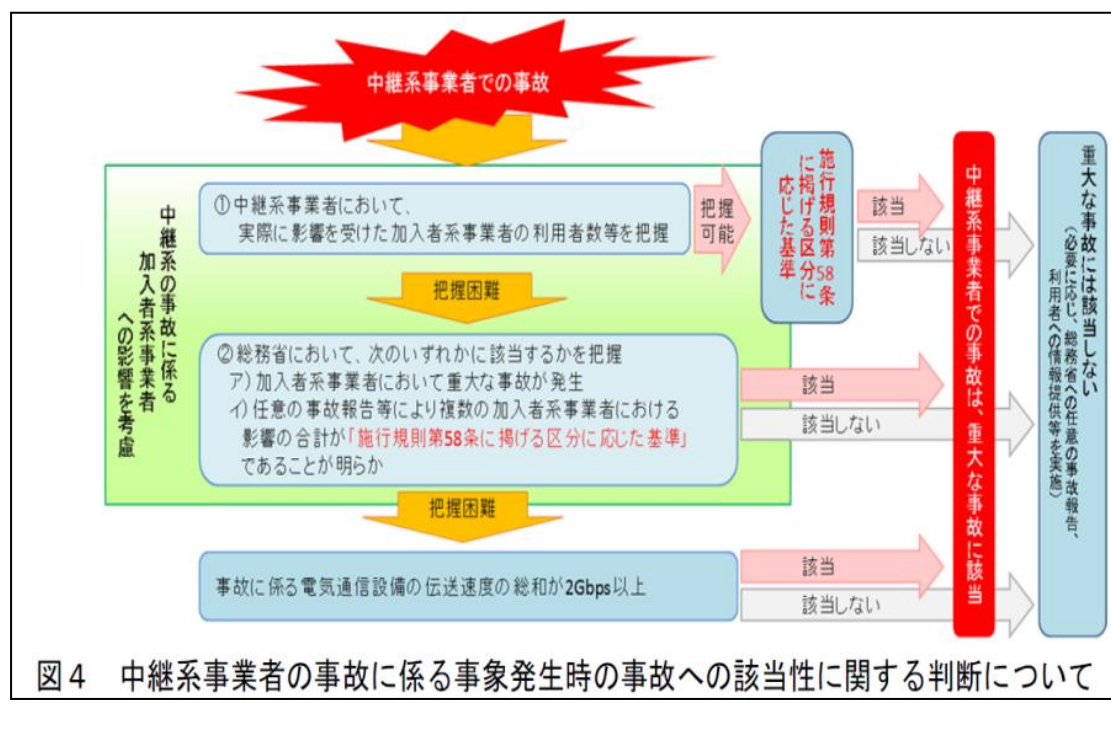
なお、現行の記載内容は、「緊急通報を扱う音声伝送役務」において緊急通報には影響を与えない故障が発生した場合であっても、同様の解釈ができるようにも読み取れますので、当該記載の主旨をお教え願います。

## 2 事象発生時の事故報告者について

### ガイドライン記載内容

イ 加入者系事業者は、可能な限り自社の影響利用者数の算定に努めるものとする。

なお、中継系事業者が重大な事故に該当することとなった場合であっても、加入者系事業者の重大な事故の報告義務がなくなるわけではなく、加入者系事業者と中継系事業者それぞれにおいて、重大な事故報告を行うこととなる。



### 意見（2）

中継系事業者の電気通信設備における事故発生時は、中継系事業者および加入系事業者それぞれが、適切に影響利用者数の把握に努めるという主旨に賛同いたします。

なお、サービス提供形態が多様化している状況も鑑みて、重大な事故への該当性の判断については、個々の事象毎に適切にご判断いただきたいと考えておりますが、当該記載では、該当性の判断が個々の事象を踏まえずに一律に行うようにも解釈できますので、記載の主旨を改めてお教え願います。

以上